

「東京ルール（自主ルール）」の概要

1. 東京ルール（自主ルール）の内容

書籍、CD、DVD、ゲームの古物の買取りに関し、以下を自主ルールとし遵守する。

■ 18歳未満からの買取りルール

・ 中学生以下からの買取りは保護者同伴

・ 高校生を含む 18 歳未満からの買取りは、保護者直筆による「買取同意書」と保護者への電話確認。

※同ルール運用後も、不正品の買取りなど古物営業違反が発生する場合は、高校生も含めて保護者同伴とする。

※保護者＝親権者及び養親

■ 買取り制限する商品

原則として以下に該当する商品については、買取りを行わない。

- (1)同一商品が複数枚以上ある場合はその全てを買取りしない。
- (2)新品の未開封品。
- (3)未成年者からのネット通販、宅配による買取り。

但し、(1)(2)については、領収証等により納得できる内容の場合は、盗品でないことを確認の上、店舗の責任において買取りを行う。

■ 不正品申告の徹底。

以下の該当する行為には注意喚起をし、不正品の可能性が高いと判断した場合は、店舗責任者へ連絡するとともに、店舗責任者の判断において所轄警察署へ通報する。所轄警察署からの承認及び指示があるまでの間は、その商品を保管する。将来的には通報された情報を業界として共有化し不正品の流入防止につなげる。

- (1)個人なのに頻繁に売りにくる
- (2)新品、高額商品を大量に持ち込む
- (3)保護者の買取同意書の筆跡と本人の筆跡と酷似している
- (4)同一商品を数回にわけても持ち込む
- (5)買取申込書に記載する所作など買取り時の所作がぎこちない
- (6)本人確認書類と年齢の外見がことなる（若い若しくは老けている）
- (7)電話での保護者確認において、声や受け応えの内容の保護者らしくない。

※上記の該当する項目については警視庁と情報交換により追加修正していく。

■ 記録保存

古物営業法の必須項目に加えて買取りを行った従業員名の記録保存を行う。